

愛媛県ふるさと納税デジタルプロモーション業務企画提案募集（プロポーザル）実施要領

1 目的

この要領は、愛媛県ふるさと納税デジタルプロモーション業務を実施するにあたり、企画提案参加方法及び選定方法について必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名
愛媛県ふるさと納税デジタルプロモーション業務
- (2) 業務内容
別紙『愛媛県ふるさと納税デジタルプロモーション業務委託仕様書』のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 委託料上限額
1,500千円以内（消費税及び地方消費税並びに当事業に係る一切の経費を含む。）

3 参加資格要件

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和2・3・4年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 国内において過去3年間に類似業務の実施実績があること。

4 スケジュール

- (1) 参加申込受付
令和4年7月22日（金）～8月5日（金）※詳細は「5(1)参加申込」のとおり
- (2) 質問受付
令和4年7月22日（金）～8月5日（金）※詳細は「5(2)質問及び回答」のとおり
- (3) 企画提案書等受付
令和4年7月22日（金）～8月31日（水）※詳細は「5(3)企画提案書等」のとおり
- (4) 審査
令和4年9月上旬〔予定〕※詳細は「6 審査」のとおり
- (5) 審査結果の通知
令和4年9月中旬〔予定〕

5 企画提案について

(1) 参加申込

企画提案に参加しようとする事業者は、次により「参加申込書（様式1）」を提出すること。

ア 提出期限 令和4年8月5日（金） 17時15分（必着）

イ 提出方法 メール

（件名は、「【申込】愛媛県ふるさと納税デジタルプロモーション業務」とすること。）

ウ 提出先 「9 問い合わせ先・提出先」のとおり

(2) 質問及び回答

企画提案に係る質問がある場合は、次により「質問書（様式2）」を提出すること。なお、質問及び回答は参加申込事業者全員に行う。ただし、質問及び回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に係わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

ア 提出期限 令和4年8月5日（金） 17時15分（必着）

イ 提出方法 メール

（件名は、【質問】愛媛県ふるさと納税デジタルプロモーション業務とすること。）

ウ 提出先 「9 問い合わせ先・提出先」のとおり

(3) 企画提案書等

企画提案に参加する事業者は、次により資料を提出すること。なお、規格は日本工業規格A4とする。

ア 提出資料

（ア）企画提案書（様式3）

法人(団体)の概要、過去の類似委託業務の実施実績、業務執行体制等を含む。

（イ）企画提案書に付帯する資料（様式自由）

委託業務仕様書に基づいた企画提案（A4 両面印刷 10 ページ以内）を記載すること。

（ウ）見積書（様式自由）

提案内容の実施に直接必要な経費を詳細かつ具体的に記載すること。

（エ）誓約書（様式4）

イ 提出部数 8部（うち正本1部）

ウ 提出期限 令和4年8月31日（水） 17時15分（必着）

エ 提出方法 郵便又は持参

オ 提出先 「9 問い合わせ先・提出先」のとおり

カ その他

- ・提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は必要に応じて複写することがあるが、使用は本業務での検討に限る。
- ・企画提案書提出期限後の再提出及び差替えは、原則認めない。ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求める場合がある。

6 審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書（様式3）に付帯する資料及び見積書に基づき、書面審査により審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行った者を契約候補者として選定する。

(2) 審査基準

最優秀提案者の選定にあたっては、別紙「審査基準」に基づいて、総合的に審査・評価し選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。審査結果についての異議申し立ては認めない。

7 契約の方法

(1) 契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と企画提案内容に沿って協議等を行い、協議が整った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内で契約を締結する。その際、提出された企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査で次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

(3) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じること。

8 その他

(1) 応募に関して必要な費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 本要領に定める事項に違反した場合や不正な行為が行われた場合は失格とする。

(3) 提案内容に含まれる第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

(4) 提案を取り下げの場合は、上記5（3）ウに掲げる提出期限までに、取り下げ願い書（様式4）を提出すること。また、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に上記3に掲げる参加資格要件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書（様式4）を提出すること。なお、取り下げ願い書の提出があった場合においても、提出された書類は返却しないものとする。

9 問い合わせ先・提出先

愛媛県 総務部 総務管理局 総務管理課 財産管理グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

〔電話〕089-912-2255

〔FAX〕089-921-6363

〔メールアドレス〕soumukanri@pref.ehime.lg.jp

別紙

審査基準

審査項目	評価項目	配点
提案内容	1 本事業の趣旨を理解し、具体性、妥当性、実現性を伴う提案となっているか。	20
	2 成果や事業の継続性、発展性が見込まれているか。	10
事業遂行の安定性	3 事業を遂行できる体制を確保し、各業務に必要な人員を配置しているか。	10
	4 業務工程ごとのスケジュールは適切で効率的か。	10
事業内容の妥当性	5 ふるさと納税について、その市場及び本県の現状についての確に分析することができているか。	10
	6 ランディングページのデザインについて、訪問者にとって分かりやすく、訴求力の高いものとなっているか。	10
	7 広告配信について、設定したターゲットに対して効果的な発信ができる提案となっているか。	10
専門知識	8 本業務を遂行するために必要な知識、知見を有し活用されているか。	10
経費	9 事業費の考え方（積算）は適当か。	10
		100点